



(有添付物)  
国海査第497号の3  
平成26年3月31日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会  
専務理事 武山 誠一 殿

国土交通省 海事局  
検査測度課長 園田 敏彦



船舶の検査及び測度手数料の一部改定について

日頃より、海事行政に多大なるご理解、ご協力を頂きましてありがとうございます。

平成26年4月1日より消費税率が引き上げられることを受け、当課において所管する手数料のうち消費税が課されている手数料について、消費税を適正に転嫁するという政府方針に従い、平成26年3月31日官報号外第70号「船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通省令第37号）」及び「船舶のトン数に関する証書交付規則及び船舶安全管理認定書等交付規則の一部を改正する告示（国土交通省告示第407号）」のとおり改正を行いましたので、お知らせ致します。

なお、改正後の手数料は、平成26年4月1日以降申請されたものについて適用されることとなりますので、御留意下さい。

貴会会員各位への周知をお願い致します。

(添付書類)

- ① 船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令新旧対照条文
- ② 船舶のトン数に関する証書交付規則及び船舶安全管理認定書等交付規則の一部を改正する告示新旧対照条文

